

大津弘報

六月号 主要記事

国民食料の寵児

前田町納税組合の篤行
金婚夫婦該当者を調査

果樹苗木を早く申込んで下さい

町有貸付種豚に対する飼養管理についてお願い

養豚便り

引揚者更生資金貸付を望まれる方に

一戸一人は必ず日赤社員に

外国人登録無効処分について

山林害虫についてお知らせ

街に咲いた美しい話
人事異動

危い農薬の個人保管

町県民税、保険税第一期分の集合徴収のお知らせ

大津町第四区の篤行
第一回奨学生を決定

おとしよりの熊本見物記

小地域の社会福祉活動はこのように

拠出制国民年金についてお知らせ

町税の前納には報償金が交付されます

「納税者の声を聞く」旬間

児童憲章の歩みこゝに十年

養老院日記

牛乳と肉・卵

国民食糧の寵児ちよう

農業の転換を示す都市家計の実態

最近衆院を通過した農業基本法を讀みずと、今後の農業施策の第一として「農業生産の選択的拡大」を図ることを取上げております。これは農業生産を、需要の動向や貿易との関係を考えながら高めてゆくと、需要の動向が、なぜこんなことがいわれるようになったかと申しますと、食糧需給が大幅に緩和し、国民の生活水準が向上してきた結果、需要が伸びるものと、逆に停滞ないし減少するものとが次第にわかれてきたためです。これを総理府統計局発表の都市家計の食糧支出によつてみますと、次のようになります。

(△印は減少を示す)

第一区		主な食糧費の年次別推移					(△印は減少を示す)	
区	年次分	S 3 0	S 3 1	S 3 2	S 3 3	S 3 4	S 3 5 4月~11月	S35-S30
		主 食 類	100	93.6	97.1	97.4	96.3	94.7
米 類	100	99.4	105.3	105.8	105.1	102.9		2.9
麦 類	100	68.8	56.7	48.4	38.2	25.8	△	74.2
その他の食糧	100	102.2	108.7	116.2	122.2	133.1		33.1
肉・卵・乳類	100	119.9	122.1	134.4	147.8	167.7		67.7
野菜類	100	97.9	104.8	104.3	109.9	132.1		32.1
加工食品	100	104.0	108.0	116.4	120.0	138.2		38.2
果物類	100	101.5	112.0	120.4	126.8	136.7		36.7
酒 類	100	106.4	111.1	122.6	126.3	133.2		33.2

第一区は昭和三十年から昭和35年にかけて都市家計の食糧支出がどのように変つてきたかを、昭和30年を基準として指数によつて示したものです。統計局発表のものとは

貴重な資料ですが、少しは複雑なので食糧費の中で特に増減の著しいものだけを取上げました。

さて、この表によりまして、主食に対する需要は、昭和30年のピークとして次第に減少しているのに反して、その他の食糧に対する需要は大きく伸びております。これは食糧事情がよくなり、国民生活水準が高まるにつれて、どの国でも起つてくる普通の現象ですが、第一区にその他の食糧として挙げた肉卵乳類、野菜類等の需要の伸びにはめざましいものがあります。現在、果樹や畜産が盛んに奨励されるのも、こうした国内需要の伸びに原因しています。それでは大津町の果樹や畜産の現況はどうなつてゐるか。日本全体ではどうか、それに今後の見通しはどのように考えられるか、等の点について次号以下述べることになります。

(統計係)

前田町納税組合の篤行

一、金巻嵐武軒五百拾八円也

右は前田町納税組合の報償金及沖繩災害見舞金返戻分として大津町第五区長緒方正雄氏より社会福祉協議会に寄贈せられました。

茲に謹んで御礼申上ぐると共に、社会福祉の爲に益々精進致し度いと存じます。

昭和三十六年四月二十六日

大津町社会福祉協議会

金婚夫婦該当者を調査しています

例年熊目で表彰されて居ります金婚夫婦の該当者を唯今調べて居りますので、御申出下さい。

記

明治44年1月1日より12月31日までの間に結婚された方……つまり本年で結婚満50年に達せられる方々を対象とします。

(厚生課)

果樹苗木

を早く申込んで下さい



果樹は生長部門として急激な進展を示し現在各地で相当の増植が行なわれております。このまゝ行けば当然生産競争に立ち向かわなければならぬ時がやつて来る事は皆が察するところであります。

そこで今後の果樹栽培はこの生産競争に対応して絶対的優位な条件にもつて行く為に果実の価格が安くなつても生産が引合ふようにコストを出来るだけ引下ることであり、それと共に良質の品を揃えて計画的に市場に出荷することであります。

このようなことから町当局におかれましても果樹の種類、品種の統一、園地の集団化を強く推進されていまして、皆が心を一つにして果樹新興産地を形成すべく努力が必要と思ひます。

今から果樹を新植しようとする方は以上の事を充分理解していただいて苗木の申込みをされるよう希望いたします。

苗木の申込みは各農協で取りまとめられますから、各農協に直接申込みされるよう御進めいたします。尚今年も苗木が不足しているようですから申込みされる方は出来るだけ早くされるよう申し加えておきます。

この地域に現在御奨めしている果樹の種類及び品種を下記の通り御紹介いたします。

菊池東部農委改良普及所

菊池東部地域における果樹奨励品種及び特性表

樹種	品種	主な特性	反 当 植 付 本 数 (混植樹含む)		摘 要
			植 付 時 (間伐樹)	基 本 樹	
栗	銀 寄	樹勢は強く、クリタマバチに対する抵抗性強く、品質は極上である。収量は稍多く、熟期は9月下旬で代表的品種(授粉樹を必要とする)	(普通の土壌) 3間×3間=33本 (やせた土壌) 2.5間×2.5間=48本 5間×2.5間=24本	6間×6間=8本 5間×5間=12本 5間×5間=12本	整枝法は変則主幹型 間伐は5~7年目より着手
	利 平 (授粉樹)	銀寄の授粉樹として3割を混植する。			
ぶどう	キャンベルアーリー	樹勢は中、果穂大きく粒は円形、果実の色は黒で品質は中、多収性で栽培容易である。	波状棚 (H型) 14尺×8~10間=16本~12本 (間作32本) 計48~44本 平面棚 (H型) 14尺×6~8間=21本~16本 (間作42本) 計63~58本 オールバック (3本分枝) 21尺×6間=14本 (間作42本) 計56本	14尺×8間~10間=16本~12本 14尺×6~8間=21本~16本 21尺×6間=14本	整枝法は平行整枝型 間伐は4~5年目より着手
	富 有	樹勢は中、品質は極上多収性である。甘柿生果用として代表品種 授粉樹として小春柿を3割同植する。	普通の土壌 2.5間×2.5間=48本 やせた土壌 2.25間×2.25間=59本	5間×5間=12本 4.5間×4.5間=15本	整枝法は開心自然型 間伐は10~13年目より着手
柿	平 無 核	樹勢は強く品質は極上、多収性である。渋柿として代表的品種。	普通の土壌 3間×3間=33本 やせた土壌 2.5間×2.5間=48本	6間×6間=8本 5間×5間=12本	整枝法は変則主幹型 間伐は10~13年目より着手

町有貸付種豚に対する

飼養管理についてお願い

このことについては充分御承知の上優良種豚の貸付を受けて居ることですが最近町有貸付種豚に対する事故が多くその飼養管理義務の不履行が居る様で特に次の点について厳守される様お願ひします。

尚管理義務を履行されなかつた場合は条例に基き貸付種豚の返納及びその他に於て命ずることがありますので違反の無い様充分に御注意の上飼養管理を重ねてお願い致します。

1. 種付時期は生後1年(12ヶ月以上)してから種付を行うこと
 2. 仔豚の出産届は生後15日以内に出生頭数(牝牡別)を産産日と畜産係添届けを提出すること
 3. 仔豚登記検査は生後55日から60日目に登記検査を実施致しますので役場係員が立会に来る迄勝手に仔豚の売却(移動)処分をしてはならない但し牡豚を除く
 4. 飼育管理上の注意事項
 - (1) 豚舎は12尺の9尺の広さを奨励するが小さくとも9尺平方の広さとし別に運動場を設置し充分な運動をさせる事この際強硬な柵を設け時期的に仔豚が居るのに充分注意すること
 - (2) 豚舎内は常に清潔にし豚舎の一角に毎日敷薬を取替へること
 - (3) 飼料供給はドブ飼でなく半糊状として与えること
 - (4) 皮膚の手入れと日光浴を適時行うこと
 - (5) 追ひ運動を行ひ青物を与へること
- 尚近日中に係員をして巡視せし現地調査を行いますので以上の事を留意し飼育管理に遺憾の無い様重ねてお願い致します。

養豚便り(三便)

「仔豚の売買は大津仔豚セリ市に」
 大津弘福五月号に豚便第二便として種豚登録(毎月二十日)、仔豚登記(毎月五、一五、二五日)の検査日朝をお知らせしましたので登録、登記の無いよう手続されると共に検査済のものには仔豚登記は一ヶ月位種豚登録で半年位で証書が東肥畜協の安養技師の許に送達されますので印鑑持参の上受領されるよう御奨め致します。
 町内登録種豚は高等登録、一回検定後のもの六、高等資格二〇種豚八二計一九頭を算する豪華なものです。
 町内全域の養豚の一環的普及と推進策の結果町内全域の養豚の種普及しましたので去る四月一日県庁、県畜産県保健所から審査員の派遣を得て育成豚の

飼養管理品評会を大々的に開催大津豚の名声を再認識し更に県種畜場の穴井技師の実物指導もあつて将来作り出さねばならぬ豚の体型も實質も体得せられたことと存じます。今後は種豚の改良次第で優秀肉豚の育成にことゝもうかる。養豚技術の研修の段階です。自ら各自の飼養管理の適否を検討するための相互研究の場を持たれるよう地区毎のグループ集會等を計画実行されることを特にお奨めします。

愈々町内登録種豚も百余頭(今秋は二百頭となる見込み)に達しこれと一般繁殖豚による仔豚生産はすばらしい勢にありまふ。仍つて仔豚の有利な販売策のみならず種豚改良上の絶対的措置としての仔豚セリ市の開設も東肥畜協の協力により五月八日第一回を開くことが出来まして吾等としては不満足限りでしたが他地区の先例と比較して初市としては良好な成績だったと云われますので三々五回の開市後は荒尾、鹿本、菊池市場に劣らぬ高値の盛況が期待されます。全養豚家自身の仔豚セリ市育成の意味から連日毎月八日、二十一日の二回開かれる大津仔豚セリ市に集結して「大津豚」の銘柄獲得に御協力を切にお願致します。

第一回仔豚セリ市の成績は只一頭の登記仔豚の出場なく売れ残りのようなものが千五百円から普通仔豚が四千三百円位の売買で止まつたのが少々残念に存じました。今後は何卒登録仔豚に優秀仔豚も出して貰うようお願い致します。第一回出場数は大津五六、陣内九、平真城二一、藤川五、菊陽村二の外に散入して出場されない十数頭でした。

引揚者更生資金貸付を望まれる方に……

引揚者に対する債務保証(県)による更生貸付(引揚者給付金担保による)業務を再開しますので申出下さい。(厚生課)

熊本県引揚者国庫債券に対する県の保証貸付賦金表

国債額面	月 別 貸 付 金 額					
	7月15日	8月15日	9月15日	10月15日	11月15日	12月15日
28,000	16,848	16,966	17,085	17,202	17,325	17,445
20,000	12,031	12,115	12,200	12,284	12,371	12,457
15,000	9,023	9,086	9,150	9,212	9,278	9,343
7,000	4,210	4,240	4,269	4,299	4,329	4,359

一戸一人は必ず日赤社員に……

ただ今、日赤募金をお願いしています

例年五月一日より一ヶ月間、日赤は、全国一斉に赤十字運動を展開し、赤十字精神の普及、事業の充実発展赤十字の根幹である社員の増強運動を展開致して居ります。大津町としても例年皆様の御援助、御協力により其の実績は年々向上致して居ります。現在、募金運動展開中でありますが、趣旨に即応し左記事項を熟読の上一戸一人社員加入されず様願います

記

一、赤十字の目的

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議に決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成する事を目的とする。

二、社員の種類

- (イ) 普通社員
 社費年額百円以上
 納入
- (ロ) 章銀特別社員
 1 社費三百円以上
 を一時に納入
 2 十ヶ年以内に三
 千円以上納入

十ヶ年引続き納入、金千円に達したときは、社長の感謝状がおくられる。社員には門標をおくる。

- (ハ) 章銀特別社員章
 及び門標をおくる

外国人登録無効処分について

住 国 籍 欄 詳

所 菊池郡大津町大字室八八番地

氏 名 南 春 男 性別 男
 生年月日 一九四一年三月一日生

上記外国人は昭和二十九年一月不詳日釜山附近から密航船により福岡県不詳地に不法入国昭和三十一年頃南春男名義の外国人登録証明書を不正入手し以後同人を装い①及び②の登録の確認申請をなし交付を受けていた旨福岡入国管理事務所長の通知により、昭和三十一年一月三日発行の③〇五三三三九号及び昭和三十四年九月二八日発行の④〇五六六五〇一号の登録は無効とし同人に係る登録原票を昭和三十六年五月九日閉鎖した

地区名	総世帯数	保護世帯	差引世帯数	目標割当額
大津地区	一、九三〇	六一	一、八六九	七四、七六〇
錦野	四八一	九	四七二	一八、八八〇
瀬田	二六七	七	二六〇	一〇、四〇〇
陣内	六五八	一八	六四〇	二五、〇〇〇
平真城	三七六	九	三六七	一四、六八〇
慶川	五五〇	一五	五三五	二一、四〇〇
計	四、二六二	一八九	四、一四三	一六五、七二〇

山林害虫についてお知らせ

一、すきはだに

右の害虫は例年七、八月頃の発生が多かつたが本年は既に被害が民有林個人に多発している現状で之に對する防除の方法及費補助金等は昨年七月号大津公報に於て御知らせ致しましたが本年は早期発見及早期駆除の意味からして六月号の紙上を通じてお知らせ致します

二、害虫の生態について

1. 加害植物 すき
2. 形態

体ははゞ楕円形で紅色あるいは黄褐色成虫の脚は四対で五節からなり先端に一個の爪と四個の吸盤をもっている卵は紅色で半球幼虫の体は円形に近く成虫よりも小形で脚は三対である越冬卵の孵化は四月頃で孵化した幼虫はすきの葉液を吸収し細いくもの果のやうな糸をかける。成虫は常にすきの針葉上に産卵し其の経過は極めて不規則である晩春から秋にかけては常に葉上に卵幼虫、亜成虫成虫が棲息している

3. 被害状況

普通は五月六月に最も棲息密度が高まりそれに続いて被害が顯著となる。本法による被害は、苗木或は七、八年以上の幼齢林に多く、壮年木にも被害を受けることがある但し壮年

街に咲いた美しい話

旭志徑由限府經の高尾野停宿所に最近モダンなブロンク造り停宿所が建立されました。
建設当初我々通動者は、営業所より調査された物と思ひ見過して來ましたが、時により調査の結果、長い間腐蝕したまゝ放置され改修せなないので高尾野区で建設の意見があり分館長(公民の府内照雄氏等の主催で自費を投じ建設されたものと解り通動者間の話題になつて居ます。
高尾野野区の小中学生は大津迄の通学距離も遠く、途中の雨宿りにも利用され、子供達からも大変喜ばれてゐる様です。我々は、之を私報し善行をたたへ度いと存じます
一通動生

4. 木は抵抗力が旺盛で盛長を阻害する事が少ない
5. 被害調査の方法はすきの枝葉が黄色を帯びている場合は白紙の上に枝葉をあげ揺るか又は騎打すと白紙に落下し針光大の虫の体が肉眼で見られる
6. 駆除の方法 D N粉剤或いはネオサッピラン粉剤一兩三〇〇割合にて樹冠に散布する
7. 駆除の適期 六月七月晴天の日を選び薬剤散布する
8. 森林病害虫防除奨励金規定の適用
9. 薬剤配布を完了したときは完了の日より十日以内に市町村役場を経由して知事宛報告をして奨励金を受ける
10. 薬剤の申込先 大津町役場経済課林務係 一町步当

区分	種別	事業単価	補助金	自己負担	摘要
薬剂駆除	二、一五二	二、三六四	七八八	算出基礎D N 一〇〇割合九〇元	二〇〇元
	計三	計五	計三	計五	計三

以上害虫について「すきはだに」にのみ説明致しましたが其の他すきはだ、松喰虫、松毛虫、シン喰虫、ミノ虫等の害虫及病害に於ては赤枯病等多種の病害虫の繁殖期につき緑の山林を之等の強敵から守り造成後青年入に専念される機御注意申上ます
尚病害虫について不明の点があれば連絡或は苗木を持参されお互の山林育成の爲研究致し度いと思つて居りますので御利用下さい。 経済課林務係

人事異動

五月十二日附

- | | | |
|-------|---------|---------|
| 中山千恵子 | 幼稚園助教諭 | 保育園保母助手 |
| 鳥田ハツ子 | 保育園保母助手 | 元中学校養護婦 |

危い農薬の個人保管

「使い残りでも必ず
共同保管いたしましょう」

稲の早期田代を終り、これから六、七月にかけてホリ
ドールやパラチオン等、農薬の使用最盛期にはなります
が、これらの農薬が利用すべき青酸カリと変らない猛毒で
自殺や殺人等に多く利用されていることは既に皆さんの
御存知のところでありませう。農薬がこのような危険性に
鑑みまして法律では、個人保管の禁止はもとより、その
細かい取扱い等についても厳重な規定を設けて違反者を
処罰することになっています。

然し特に農家の皆さんが、だんだんと農薬の取扱いに
慣れてきたせいか、依然として法律の規定が十分守られ
ていないために農薬を利用しての自殺や犯罪は年々増加

の傾向にあります。

昭和二十五年中県下では農薬を利用し
ての犯罪や事故者は五九件六六名に達し
て、その内訳は自殺が四六件四九人、同
未遂が八件九人、作業上の事故者が三件
三人、過失死が一件一人、殺人が一件四
人となっています。

昨年の暮れに県民を震え上らせた熊本
市川尻での奥村サダメによる毒殺事件、また本年三月、
三重県下で発生した海軍ドウ酒による殺人事件等、何れ
も農薬を利用したものであります。

- 皆さんかけがえのない他人や、家族員の大切な生命を
守るためには是非次のことを守って下さい、
- 個人保管は絶対にしてはならない必ず農協や、小組合で共同
保管する
- 使い残りは少量でも共同保管する
- カラ、容器の処置を完全にします
- 苗代や稲等、散布後は必ず危険標旗を掲げる

町県民税、保険税才1期分の 集合徴収のお知らせ

6月は次の通り集合徴収を致しますので一人洩れなく
納めて下さい。徴収事務の都合で午后3時になりました
なら大至急整理をして係員が帰りますので早目に納
めて下さい。

毎日午前9時より午後3時まで			
区	域	日	程
内	牧	6月28日	午前
内	牧	6月28日	午後
外	錦	6月28日	
外	錦	6月26日	
外	大	6月28日	
外	高	6月29日	
外	平	6月30日	
外	真	6月30日	
外	杉	6月30日	
小	林	6月30日	
上	中	6月28日	午後
吹	田	6月29日	
森	内	6月28日	
陣	島	6月28日	
中	上	6月29日	
下	下	6月30日	

完納でみんな明るい

よい暮らし

大津町第四区の篤行

一金、四百四拾八円也
右は沖繩災害救済金返戻分を第四区長田中喜一氏
より町社会福祉協議会に寄贈されました。
茲に謹んで御礼申上ぐると共に、益々福祉事業に
精進致し度く存じます

五月二十五日

大津町社会福祉協議会

第一回奨学生を決定

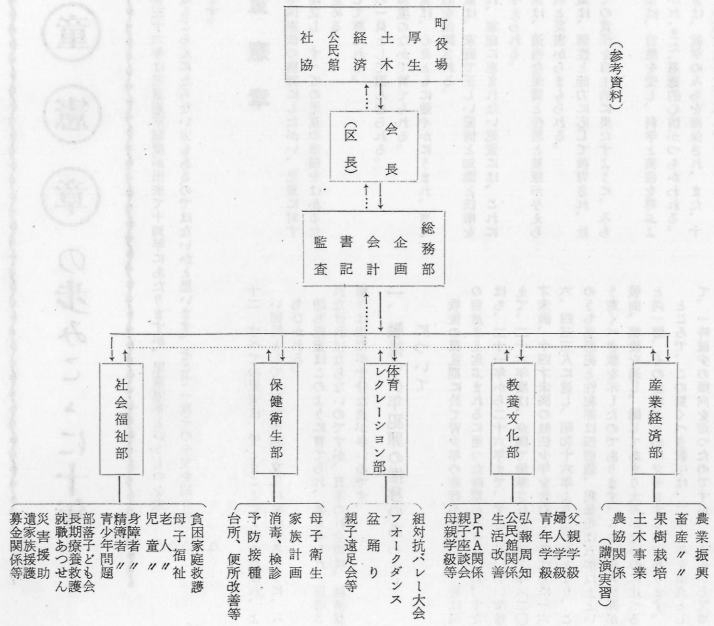
優秀な成績をおさめながら家庭の事情で上級学校に進
めない生徒たちのために大津町教育委員会は人材の育成
と共に家庭の厚生をねらって三十六年度から奨学金制度
を設けたがその第一回奨学生が次の通り決定しました。

奨学生決定一覽表

申請校	現在校	人
大津中	熊土高	藤原 正
大津中	熊家政	織田 治子
大津中	大津高	磯田 河南子
大津中	大津高	木田 智恵子
大津中	熊商高	大塚 康子
大津中	大津高	姫野 典子
菊岡中	大津高	河野 博文

児童福祉の発展

区 連 絡 協 議 会 編 成 表 (社協試案)



(参考資料)

題として解決する為には、先づ各組織の代表者が手早く集まって話し合う。その場をつくらなければなりません。

真木部落に於ては、こゝ六年前から連絡協議会を結成して、各組織の代表者が長繁期を除き月一回会議を開いて、部落内の衛生、児童問題、生活改善産業、土木、等々の凡ゆる問題を討議し、対策を決定し、各組織が協力して仕事を進めて居られます。

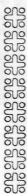
このやり方は大変良い方法だと思われます。別表は社協で考えた一試案であります。各区で実際にやっております。そこで各部の

部長は、各部落(組)の代表者と問題を検討し、その審議案を連絡協議会に持込み、区長を中心にして話し合い、対策をたて、各組織が協力して実行に移そうと言う訳です。

一つ皆さんで自分の区の実情に合った連絡協議会を考えて見て下さい。そして免に角月に一回各組織の代表者が連絡の為に集まるというのを先づ始めてみて下さい。そこに心ず問題が生まれ、連絡が出来、相互の親和が助長されると思ひます。それがそのまま部落の福祉活動として発展して行くことと信じます。

(社会福祉協議会)

拠出制国民年金についてのお知らせ



今後の諸届について

1. 昭和36年4月1日現在で満20才〜50才迄の強制適用被保険者の方で未届の方は至急資格取得届を出して下さい。
2. 今後満20才に達した方は(20才になった日から20日以内)速かに資格取得届を出して下さい。
3. 被保険者で死亡した場合(死亡の日から14日以内)又は住所変更をした場合(変更して20日以内)速かに届けて下さい。
4. 結婚、養子縁組等による氏名変更も直に届けて下さい。

戦時加算による恩給受給見込みの方は……………
 戦時加算による恩給裁定は昭和37年10月以降になる見込に付、この時期迄は国民年金による保険料を納入して下さい。納入期間(1年以上納入の分)は軍歴に通常されますので保険料の掛け捨てにはなりません。

戦傷病者の恩給認定請求書提出の方は……………
 戦傷病者の標記恩給認定請求の方で1年以内に裁定がある見込の方は、国民年金の保険料納入については一応見合せられて結構です。
 但し裁定が1年以上になる見込の方はその間国民年金の保険料を納入されておけば通常されて保険料の掛け捨てにはなりません。

印紙の貼り方について

1. 貼る所は36年度の右側の国民年金印紙検査台紙の各月の上に貼りつけて下さい。
2. 100円の人と150円をの人の印紙を間違へない様に貼つて下さい。
3. 例えは6月の納期の際4月と5月分の保険料納入がなく、6月分1ヶ月分の保険料を納入された人の印紙の貼りは4月分が貼つて下さい。
4. 印紙の破損については%以上の原形を保っている分については役場に御持参受け取り舞へます。
5. 印紙は入手後直ぐに貼つて下さい。後でということ

で貼らないでにおいて紛失した方がありますが、貼つてなければもう一度購入していただくより他ありません。御注意願います。

町税の前納には

報償金が交付されます

(税務課)

固定資産税及町民税の納税義務者で徴税令書に記載された、一、二、三、四、期分又は三、四、期分等の税金を合わせて納付することが出来ます。

この場合町条例で定める金額の報償金を交付されます。但し、当該納税者に未納に係る町の徴収金がある場合は交付されません。

報償金の額は、納期前に納付した税額の二〇〇分の一に納期前に係月数(一月未満の端数がある場合においては一、四日以下切捨て、一五日以上は一月とする)を乗じて得た金額です。

「納税者の声を聞く」旬間

自六月一日〜至六月十日

菊池税務署では国税庁の無罪と呼応して、納税者の不平等や不満を聞いてその解決を図りまたは、税務に対する率直な意見を聞いて税務行政改善の資料とすることを目的として六月一日から六月十日まで「納税者の声を聞く」旬間と決めて運動を展開することになりましたので、この機会に不平等や税務に対する意見がある方は速慮なく文書なり、または面談署長や課長までお申し出下さいれば幸いです。

なお、税金の不满を解決するには税務署へ直接相談するほか、協議団や税務相談所を利用する方法もあります。

協議団は納税者と税務署との間に起きた争を、またたく第三者立場で公平に解決する機関であり、税務相談所は納税者の苦情や質疑について相談に応ずることとであります。

児童憲章の歩みこゝに十年

▽昭和三十六年は児童憲章制度が出来て十周年にあたりますが、児童憲章というものをまだ一度もこらんにならない方もあるのではないかと思います。そこで一度その全文を紹介致します。

△△△△△

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに育まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、よい環境から守られる。

十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱から守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

即ち児童はこのように育てられ、教育せられ、指導されなければならないのですが、日本の社会環境、経済状態等は未だ不十分な点が多いのです。

一、戦後の少年犯罪の推移のあらましについて

戦後の混乱期に於て青少年の非行が多発し、一時は国の前途を危ぶまれるに至つた時期がありました。すなはち二十一年から二十六年まで、すさまじい勢いで増えて、二十六年度は、全国で検挙された犯罪少年(二〇才未満、十四才未満の触法少年を含む)の数は実に二六六、四三三人に達し、昭和十六年より三倍強となり、このうち犯罪犯と性犯罪は四倍強、粗暴犯は五倍以上という驚くべき数字を示したのであります。これは成人犯罪が戦前、戦後を通じ、総じてあまり大差がないのに比べると尚一層、その急増ぶりがハッキリするのであります。ところで、この驚くべき数字は、二十六年を頂点として一時減少の傾向を辿つたのですが、三十年から又増加しはじめ、三十四年には、二十六年当時の数を超えてしまつて、又第二の危機が誘れてあります。特に、近年は別働化、非行年令の低下などが目立つて、特に、近年は凶悪化、非行化の傾向を示して来ます。全児童犯少年の占める割合は、二十八年当時二九%だったのが三十三年には四〇%となつて、います。

以上の傾向は、熊本県の場合も大同小異で、たゞ少年犯罪の検挙数は二十七年を頂点(三、二八七名)としてその後は大体横ばいの状態が続きましたが、三十四年に至つて増加の傾向を示して来ます。

大津署管内に於ける三十五年度の罪別検挙人員調べは次のようになつて、います。

児童犯五(一)、粗暴犯一〇九(二)、窃盗四六(一) 知能犯一五(〇)、その他六二(九) 合計二三九(四三) (括弧内は少年数で、)

二、対策として

国及び県としてもこれ等の問題に対して、種々対策を考へて行はれるようですが、我々としては次のようなことを重点的に進めようと思つて居ります。

1. 部落子ども会の育成

各学校に於ては学校子ども会が組織せられて、それ／＼校内外の規律、躾け等の指導がなされているようだが、放課後に於ける部落子ども会の活動は大へん進んだところ、余り活動していないところもあります。夏季に於ける水浴の問題、部落に於けるテレビ鑑賞、親子座談会、更に一歩進んで社会事業に奉仕するようことを子ども会自体で見出すように指導しなければならぬと思ひます。特に部落子ども会の活動は側面から指導する父兄、PTA、児童委員等の援助が必要であり、その指導者の熱意が必要なのであります。よい指導者をさがし出し、部落子ども会の指導を委嘱していただき度いと願ふものです。

2. 親子座談会

部落子ども会と共に数地区では既に実施せられて、いるのですが、親子の座談会をひらき、相互に話し合つてみるとよく理解し合い、その関係もよく行き、子供が家庭をはなれたり、非行には入らないことも無くなるのでは、いかと思ひます。

町内全地区でこのような座談会がもたれて、子ども達の言ひ分をきき、親の考え方をよく理解させることは子ども達を健全に育てる礎とも考えられます。

3. 児童遊園地

本年度は児童遊園地四ヶ所を設定することに先づころから民生児童委員、区長さんを通じて希望を募つておりましたところ、高尾野、中島、錦野、岩坂から逐次申請されました夫々工事の終つたところは竣工検査の上一ヶ所一、五万円の補助金を交付致しました。部落の上重福祉の為に木材の寄附をうけ、遊園地の地均、その他は部落の努力奉仕で出来上つております。児童を交通橋から見え、楽しい遊び場を与へ、農休日には各組対抗のプレー大会をやる、部落のレクリエーション広場となるように工夫せられたらどうでしょうか。

4. 季節保育所

今年度季節保育所は七ヶ所を予定致しましたが春季に於ては、地元で保育を準備しなければならなかつたという関係からか高尾野、杉水、引水、岩坂の四ヶ所しか希望ができませんでした。これは少し意外の感じを受けました。私達は年毎に季節保育所の数が順々を期待して、います。新費も殆んどかかりませんし、農繁期に於ては大変便利な施設と考へて居ります。婦人会、母子会

等よくご検討願ひます。

私共は子供達のびく／＼と育つ中にも、礼儀正しく、又社会的に意義のある仕事を通して隣人愛の精神を養ひ明日の明るい町づくりに献身するように折つてやみません。
（社会福祉協議会）

養老院日記

年月日 記 事

- 三六、四、一 開院一周年内祝
- 二 佐藤シヅ子(上水)養老院へ
- 三 院社奉迎準備着払い、視礼に引渡す
- 四 院社山上武雄健康相談
- 五 厚生課長補佐合志法電院院長に登告
- 六 福田繁託医任期辞任
- 七 村山医師嘱託医曲令
- 八 中山清彦(菊鶴村曲手)死亡葬儀
- 九 故中山清彦遺骨、坂田ニキへ引渡す
- 一〇 四月分扶助料支給
- 一一 菊陽村中尾婦人会長本田サダメさん外
- 一二 二五名慰問品等寄贈、演芸を披露さる
- 一三 坂本町長夫人より週間誌、家の光等一
- 一四 四冊寄贈
- 一五 油煙議員団一行八名来院視察
- 一六 昭和三十四年度養老院新築工事会計監査(砂田監査室)
- 一七 五月分扶助料支給
- 一八 取寄者全員熊本見物慰安旅行
- 一九 中村ヒロ子さん(陣内)理髮奉仕
- 二〇 瀬田婦人会長上村メエさん外八十名
- 二一 慰問品菓子、食料品等寄贈及演芸
- 二二 東マツエ白川病院入院
- 二三 坂田勝真西合志村より養老院へ
- 二四 下杉水岩水マシメさん外一六名慰問品
- 二五 寄贈及演芸披露
- 二六 坂田勝さん(熊本市西唐人町)リンゴ一箱寄贈
- 二七 五月分扶助料支給
- 二八 老令福祉年金使当者二五名年金受領
- 二九 竹下みよさん(陣内)理髮奉仕
- 三〇 職員会議
- 三一 大津町役場職員組合より雑誌七〇冊寄贈
- 三二 チリ紙石鹼等配給
- 三三 西本健一さん(大津町)醤油一樽、タオル五〇枚寄贈
- 三四 室大助様(坂垣さん)大津町外三十名慰問品(タニ)寄贈及演芸
- 三五 立花政哉さん(熊本市水前寺町今二七
- 一)一行三〇余名慰問演芸
- 三六 南部忍さん(大津町)室さきみ煙草一〇個外一箱寄贈